

平成 10 年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農産園芸局植物防疫課 **こ 古** **ちや 茶** **たけ 武** **お 男**

I 農業全体を取り巻く状況と植物防疫

農村地域における過疎化、高齢化の進行、担い手の減少、UR 農業合意等により、農業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような中、農林水産省においては、一昨年に「農業基本法に関する研究会」から基本法を見直す旨の報告が提出され、これを踏まえ、「新基本法検討本部」が設置されるとともに、「食料・農業・農村基本問題調査会」が設置され、各分野における農政のあり方についての検討がなされてきており、昨年末、今後の政策の基本的な考え方として、中間報告がまとめられたところである。

その主な項目として、国民が必要とする食料の安定的な供給の確保、農業構造の変革・担い手の確保育成、中山間地域等の振興などの項目とともに、今後の病害虫防除や農薬の取扱いに大きな影響を与えると考えられる環境と調和する持続的な農業の推進が挙げられている。

また、最近話題になっている行政改革、地方分権の中にも、植物防疫事業に関する事項が取り上げられており、特に地方分権推進委員会の勧告においては、従来よりも都道府県の自主性を尊重する趣旨から、補助金制度、従前の機関委任事務や、必置規制（都道府県の病害虫防除所）の取扱いが挙げられており、交付金については配分基準の見直し、病害虫防除所については設置の弾力化が勧告され、今後植物防疫法等の見直しが行われる予定である。

II 環境に配慮した植物防疫の推進

病害虫・雑草防除とその防除に必要な農薬は、農業生産、継続的な営農に必要な不可欠な技術・資材である。しかし、上述の中間報告の中でも、特に環境保全型農業については、「農業全体を環境と調和するものに移行させていく必要がある。」と記述されていることに代表されるように、植物防疫対策についても、可能な限り環境負荷の少ない農業推進の観点からの見直しとその取り組みを求められているところである。

このため、使用者や農産物に対する農薬の安全性の確保は当然のこととして、その使用にあたっては水資源や大気等の生活環境についてさらに配慮する必要がある。また、同時に病害虫防除にあたっては、発生予察の更なる精度向上、要防除水準の考え方や生物農薬等効率的で環境にやさしい技術の開発・普及を図るとともに、それらの技術を組み合わせつつ、病害虫の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮し、病害虫の発生密度を経済的な許容水準以下に管理することにより、農薬の使用を最小限に抑えるという、総合的な病害虫管理技術 (IPM) を確立することが重要である。なお、しかしながら、これらの技術は、必ずしも従来の方法と比べて低コストや省力化、あるいは農業所得の増大に結びつくものではないことから、これら技術の持つ意義についても、農業生産者および消費者双方の理解を深めるような活動を行って普及定着を図っていくことが極めて重要である。

また、臭化メチルを巡る動向として、昨年 9 月に開催されたモンテリオール議定書締約国会議において検疫用以外の全廃時期が 5 年早まって 2005 年となった。今後、補助事業などを有効に活用し代替防除技術の確立を進め、代替可能な場面の積極的な切り替えを図る必要がある。

III 中山間地域農業対策の推進

中山間地域とは、中間農業地域（山野率が 50～80%）および山間地域（同 80%以上で耕地率 10%未満）を合わせた地域で、全国土の約 7 割の面積を占めている。同地域には総人口の 15%が居住しているにすぎず、高齢化も著しいが、農家数、農業生産は全国の約 4 割を占めており、日本の農業生産の中で、重要な役割を担っている。

このような中山間地域では、地域ごとの特長を生かした地域農産物の生産、加工販売を行う事例が多いが、これら地域特産物は、そもそもマイナーな作物である場合、また発生病害虫やその被害状況が不明な場合が多く、登録農薬が少ないのが現状である。その一方、野生鳥獣による被害が顕在化しており、有効な対策の実施に苦慮している地域が見られる。

これらの課題に対応するため、地域特産物、いわゆる

マイナー作物の農薬登録促進のために、「中山間地域特産農作物等生産支援対策事業」を平成8年から実施しており、最終年である本年も引き続き推進する。この事業は国、都道府県、中央民間団体のそれぞれの拠出を基に資金を造成しつつ、農薬メーカーの協力を得て都道府県が実施する残留試験等により、登録拡大を推進していこうというものであるため、従来にも増して関係者の緊密な連携と協力が必要であり、本事業の持つ意義を理解の上、積極的に推進することが必要である。

また、鳥獣害対策としては、農業生産体制強化総合推進対策の中の「鳥獣害防止システム実証事業」を大幅に拡充し、継続して実施することにしている。その内容は、従来から行ってきた防護柵等被害防止施設の設置とともに、新たに、鳥獣保護部局も含めた関係機関・団体の連携の下に、被害地域での鳥獣の生態・被害態様等の把握・解明を図りつつ、監視活動・駆除活動を一体的に実施する被害防止システムの整備、地域ぐるみの協力体制の構築のための啓発活動等を推進し、鳥獣被害防止対策の充実を図るというものである。さらに、植物防疫課に、この10月から鳥獣対策を担当する「特別防除班」を新たに設置し、従来にも増して本格的な被害対策に取り組むこととしている。

IV 農薬の適正使用の一層の推進

前述したように、環境への負荷の少ない農業の推進が農政の柱の一つとして取り上げられようとしている。

このような状況下においては、農薬の使用に当たり、使用者の安全、農産物の安全はもとより、環境の安全に十分に配慮し登録された農薬を登録された方法で使用するという基本原則を常に忘れず、農薬の適正な使用に一層努めることが重要である。特に河川等の近接圃場での農薬の適正な使用、種子消毒等の残液や廃液の適正な処理などにより水生生物等の被害の発生防止に努めたい。

また、適正使用の推進に当たっては、農薬製造メーカー、流通・販売業者、関係団体等が一体となって、各段階で着実に取り組むことが重要である。

V 植物検疫の円滑な実施

昨年4月より施行された改正植物防疫法により、病害虫の国内農業に与える危険度を評価した上で、危険度が

高い重要病害虫については従来にも増した厳重な輸入検疫（輸入禁止や本年4月より実施される輸出国における栽培地検査）が実施されている一方、日本に広く分布し農業生産に大きな影響を与えないような病害虫については輸入検疫の対象とはしないことになった。今後は新たな制度の下、増加する輸入農産物に対応してよりの確な検疫を実施することが求められているところである。

輸入禁止植物の解禁を求める海外からの要請は相変わらず多く、さらには解禁条件の緩和要求も増加している。一方、WTO、APEC等多国間会議の場においても、植物検疫案件が貿易障壁として取り上げられており、現在も議論されている。植物検疫については、技術的な問題として堅実に対応していくという従来のスタンスに立脚していくとともに、一方で技術内容や組織体制の見直しを今後において進める必要もあるものと考えている。

VI 関係者との連携による事業の推進

植物防疫事業においては、発生予察事業等、関係者が連携して推進しなければ実効が上がらない事業が多い。近年は急速な勢いで情報化が進展しており、様々な情報を低コストに入手することが可能となってきており、これらの情報を関係者が共有し、意見・情報の交換およびその分析を行うことにより、円滑に事業の実施を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所と、国内関係都道府県の病害虫防除関係者とがこれまで以上に連携を図り、情報・知見の交換を行いながら業務を推進することが必要である。

現在、日本植物防疫協会において運用を行っているJPP-NETについても、ただの連絡の場ではなく、その中でどのような情報を流通させ、それを関係者がどのように使いこなすかが今後の運用の成否の鍵となる。

農業者、都道府県、国および民間の枠、あるいは行政、研究および普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はない。植物防疫課等国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれても、わが国の植物防疫の発展とそれによってもたらされるわが国の農業の発展に、一層のご支援とご理解をお願いしたい。